

7 対 1 入院基本料
 10 対 1 入院基本料
 看護必要度加算
 一般病棟看護必要度評価加算
 急性期看護補助体制加算
 看護職員夜間配置加算
 看護補助加算 1

の施設基準に係る患者の重症度、
 医療・看護必要度に係る届出書添
 付書類

| 届出 入院料 | 届出 区分 | 届出 病床数 | 入院患者の状況 | | | 入院患者延べ 数の算出期間 (1ヶ月) |
|---|----------|-----------|--------------|---|---|-------------------------------|
| | | | ①入院患 者延べ数 | ② ①のう ち重症度、医 療・看護必要 度の基準を 満たす患者 の延べ数 | ③ 重症 度、医療・ 看護必要 度の基準 を満たす 患者の割 合 (②/①) | |
| 一般病棟 入院基本料 又は 専門病院 入院基本料 (がん・循環器) 又は 特定機能 病院入院 基本料 | | 床 | 名 | 名 | % | 年 月 |
| 結核病棟 入院基本料 | | 床 | 名 | 名 | % | 年 月 |

〔記載上の注意〕

- 1 看護補助加算 1のうち、当該様式の届出を要するのは、13対1入院基本料のみである。
- 2 届出入院料欄の専門病院入院基本料に該当する場合には、必ずがん又は循環器のいずれかあてはまるほうを○で囲むこと。

- 3 入院患者延べ数とは、算出期間中に7対1入院基本料等の当該届出区分を算定している延べ患者数をいう。なお、①から③の患者数に産科及び15歳未満の小児の患者数は含めない。また、退院した日については、入院患者延べ数に含めない。
- 4 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添6の別紙7の「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行い、Aモニタリング及び処置等に係る得点が「2点以上」、かつ、B患者の状況等に係る得点が「3点以上」である患者をいう。
- 5 一般病棟と結核病棟を併せて1看護単位としている場合、重症度、医療・看護必要度の算出にあたっては、結核病棟に入院している患者を一般病棟の入院患者とみなし、合わせて計算することができるが、7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出を行う病棟である場合には、別々に計算すること。
- 6 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況が確認できる書類を添付すること。